

7th sense

セブンセンス

セブンセンスグループ

セブンセンス税理士法人
セブンセンス社会保険労務士法人
セブンセンス行政書士法人
セブンセンス株式会社
株式会社アイクス
株式会社東京ビジネスセンター
セブンセンスマーケティング株式会社
セブンセンスR&D株式会社
株式会社セブンセンスファーム
<https://www.seventh-sense.co.jp/>



hmr
seventh sense



INDEX

セブンセンスグループ	P. 2
ちょっとITタイム	P. 4
静岡オフィス新拠点開設！	P. 5
設備投資が節税になる！？ 中小企業経営強化税制	P. 6
時間外労働割増賃金率引き上げ	P. 8
相続対策シリーズ「遺言」	P. 9
補助金と融資のオンライン勉強会	P. 10
若者円卓会議 NEWS	P. 11

Sense of Humor

セブンセンスグループは、
お客様・社員・企業に関わる全ての人々と、働き甲斐のある仕事を通じて、
仲良く楽しく幸せな人生を共有するために存在し続ける企業です。

経営理念

- 1.革新的でユーモア溢れる自由な発想を原動力とする
- 2.プロフェッショナルとしての仕事をする
- 3.グローバルなビジネスと社会の進展に寄与する

ミッション

- ・ お客様から最高に信頼される相談相手となること
- ・ 全従業員の物心両面の幸せを追求すること

7つのコアバリュー

- ・ 常に夢と若さを保ち、ユーモアの精神を忘れない
- ・ お客様のニーズを基本とし、積極的に行動を起こす
- ・ 自己限定をせず、ハーフ革命に挑戦する
- ・ 社会正義に貢献し、正しい倫理的価値観を持つ
- ・ 最新の情報を武器とし、質の高い価値を提供し続ける
- ・ 個性を尊重し、コミュニケーションを大切にする
- ・ 今日を変え、明日を変え、未来を変える

セブンセンスグループの「ユーモア」

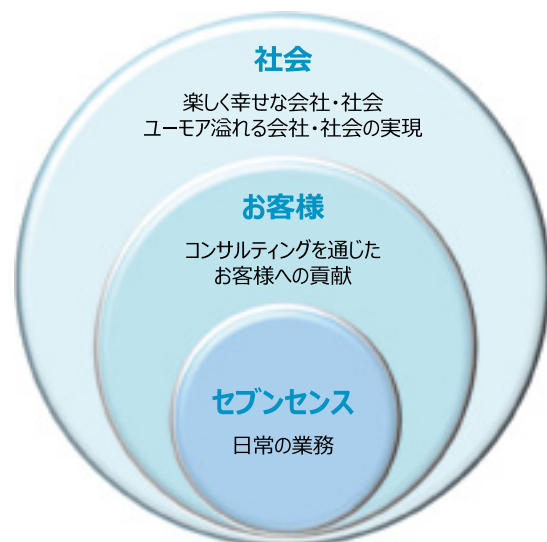
セブンセンスグループが基本理念に据える

「Sense of Humor」

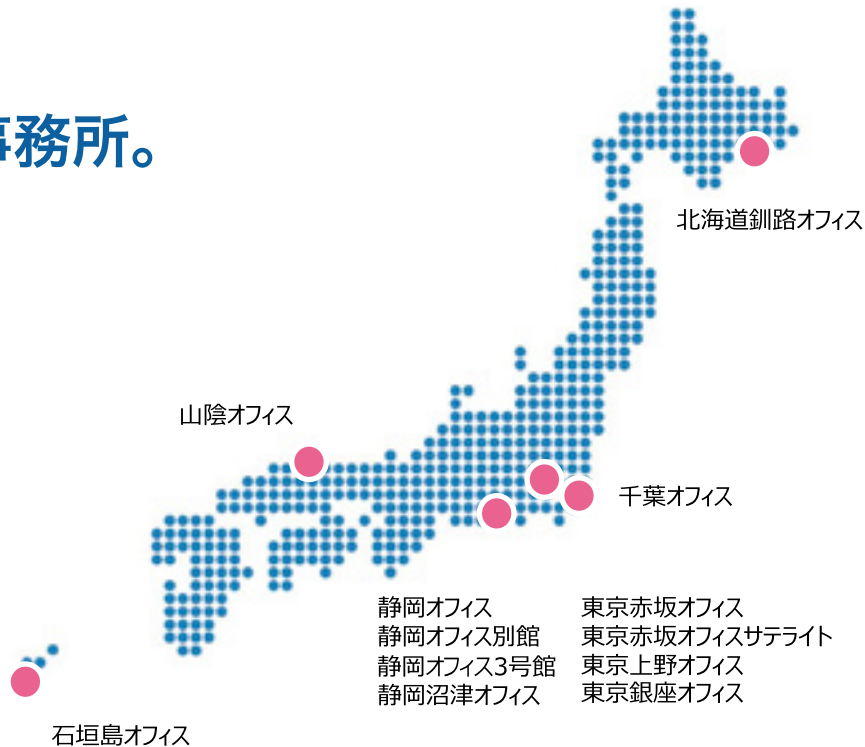
人には五つの感覚があり、第六感があり、そしてセブンセンスグループは七つ目の感覚として「ユーモア」を大事にしています。

セブンセンスグループにとって「ユーモア」の意味は大きく、ほんの少しでプライベートや仕事をさらに充実させられる物事を指します。これによって、新しい目線と自由な発想も生まれていきます。

これこそが、お客様と社員と企業に関わる全ての人々と、一緒に愉快で幸せな毎日を過ごすために大事だと考える、セブンセンスグループの「ユーモア」なのです。



国内有数の総合型会計事務所。



会計・税務

会計・税務顧問業務をはじめとして、会社設立・資金調達などの創業支援、税務申告業務、国税庁OB税理士による税務調査対応など、多様なお客様へ会計・税務サービスを提供しています。

税務相談・申告
税務調査対応
会社設立・創業支援
会計コンサルティング
相続税対策・申告

人事・労務

給与計算や社会保険、労働保険の事務手続きなどの実務から、労働基準法その他法令に準拠した就業規則、賃金制度の作成、各種助成金の相談・手続き等。お客様のニーズに合わせ、細やかにサポートします。

人事労務
労働保険、社会保険
各種助成金に関する相談、
手続代行
給与計算代行

経営コンサルティング

50年以上の歴史と有資格者や各種専門家とのネットワークを生かしたコンサルティング。特に医療業種への相談実績は長く、多くの病院等を支援してきました。自社開発の業務管理ツールの提供も強みの一つです。

コンサルティング

事業承継・M&A・相続

後継者不足に悩む中小企業の事業承継やM&A支援を行います。また個人のお客様に向け、老後の悩みに寄り添う相続支援にもノウハウの蓄積があり、多くのお客様から信頼をいただいています。

事業承継
M&A
相続

IT/DX支援

業界に先駆けたIT導入による知見を基に、IT/DX化への各種コンサルティングも行っています。グループ内の「中小企業DX推進研究会」では日々、知見の充実と普及に携わっています。

IT/DX支援
BPO支援



※各拠点により対応が異なる場合がございます。



山口 高志

やまぐち たかし

■ITを使って仕事を便利に楽しく出来るよう、毎日情報収集中です！



中小企業
DX
推進
研究会
会長

■「マクロキーボード」を使ってみよう

皆さんこんにちは！今回はパソコンでの作業を省力化するアイテム「マクロキーボード」をご紹介します。

皆さんは毎日同じ文字の入力や同じキー操作をされていますか？そんな時に便利なアイテムとして「マクロキーボード」というアイテムがあります。

こちらの画像の様に、マクロキーボードのキートップには刻印がありません。(一部、刻印付の製品もあります)

実は、こちらの各キーに対して任意のキー操作や文字を割り当てする事が出来ます！

例えばどれかのキーに「確認しました。[Ctrl+Enter]」と設定した場合、ボタンを一度押すだけでチャットに返信が出来ます。通常、一般的なキーボードでは日本語入力の辞書登録したとしても [か→Tab(複数回)→Ctrl+Enter] といった操作になると思いますのでこれがワンボタンで済むのはとてもラクになります。

少しお高めの製品ではマウス操作まで設定可能なものもあり、例えば [任意の位置をクリックした後に自動文字入力] という操作まで行う事が出来ます。



■ マクロキーボードの種類

マクロキーボードにはハードウェアタイプとソフトタイプの2種類があります。ハードウェア型はマクロキーボードに設定を書き込みキーボードからPCに直接指令を出すタイプです。ソフト型はPCにインストールしたソフトを経由してPCに指令を出すタイプです。それぞれの特徴を簡単に違いを説明しますと、

・ハード型

マクロキーに設定を記憶させるので別のPCに接続してもそのまま使える
反面、複雑な操作は苦手

・ソフト型

PCのソフトでコントロールするので非常に複雑な操作までマクロを組める
反面、ソフトを入れたPCでしか使えない

といった違いがあります。

PCの操作を一部でも自動化したいけど「RPAソフトはちょっと難しいかも…」という方にはとてもお勧め出来るアイテムです！良く使うキーボード操作をボタン1つにするだけでも、業務時間の短縮に繋がります！！

安価な製品では1,000円台からと比較的購入しやすい価格だと思しますので、PC作業を少しでも省力化された方は是非Amazon等で「マクロキーボード」を検索して購入されてみてはいかがでしょうか。



セブンセンスグループ 静岡オフィス 新拠点開設！

静岡オフィス 3号館が完成しました



制作:若者円卓会議 TEAM SNS・広報

2022年10月11日（火）に静岡オフィス 3号館を開設いたしました！

セブンセンス株式会社の営業拠点 となります。
新たな拠点で心機一転、さらなる飛躍のため社員一同精進して参ります。

静岡オフィス 3号館

〒422-8005 静岡県静岡市駿河区池田3875-79
セブンセンス株式会社 Tel : 050-5846-4997
(平日 9:00~18:00)

設備投資が節税になる！？ 中小企業経営強化税制

まだまだチャンスは継続中！
税制優遇で
お得に設備投資を！

税理士 井本 壮一郎

いもと そういちろう

東京
赤坂
オフィス

■小学3年生の長男とその仲間たちとともにサッカー三昧の週末を過ごしています。



中小企業経営強化税制という制度をご存じでしょうか。事業者の生産性向上を目指した設備投資を税制面から協力をバックアップする見逃せない制度となっています。コロナ後の飛躍へ向けて設備投資を考えている方は、取得前に必ずチェックしておきましょう。

要点を整理

生産性向上・働き方改革に資する設備投資を税制優遇で後押し！

<p>概要</p>	<p>・中小企業者等が指定期間中に経営力向上計画の認定を受けただけで一定の設備を取得すると下記のいずれかの税制優遇が受けられます。 (法人の場合は法人税、個人事業主の場合は所得税の計算に反映)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【即時償却】設備の取得価額の100%を取得事業年度に経費計上可能 又は ・【税額控除】設備の取得価額の10%の税額控除 <p>※資本金3,000万超、1億円以下の法人の場合は取得価額の7%の税額控除となります。 ※控除可能な税額は控除前税額の20%が上限となります。 ※控除できなかった部分の金額については翌事業年度へ繰り越しが可能です。</p>
<p>対象事業者</p>	<p>・下記条件をすべて満たす中小企業者等が対象となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ★青色申告書を提出する法人または個人 ★(法人の場合) 資本金または出資金が1億円以下で、かつ、大規模法人の子会社でないこと ★資本または出資を有しない法人及び個人の場合、常時使用者人数が1,000名以下であること ★下記いずれかの事業を営んでいること <p>製造業、建設業、農業、林業、漁業、水産養殖業、鉱業、採石業、砂利採取業、卸売業、道路貨物運送業、倉庫業、港湾運送業、ガス業、小売業、料理店業その他の飲食店業(バー、キャバレー、ナイトクラブ、その他これらに類する事業を除きます。)、一般旅客自動車運送業、海洋運輸業及び沿海運輸業、内航船舶貸渡業、旅行業、こん包業、郵便業、損害保険代理業、不動産業、情報通信業、駐車場業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、洗濯・理容・美容・浴場業、その他の生活関連サービス業、教育、学習支援業、医療、福祉業、協同組合(他に分類されないもの)、サービス業(他に分類されないもの)</p>
<p>指定期間</p>	<p>令和5年3月31日まで ※ただし令和5年度税制改正に関する経産省要望で上記期間を2年間延長する案が提出されています (続報に乞うご期待)</p>
<p>対象設備</p>	<p>・下記類型に該当する機械装置・工具・器具備品・建物附属設備・ソフトウェア</p> <ul style="list-style-type: none"> 【A類型】生産性が旧モデル比平均1%以上向上する設備 【B類型】投資収益率が年平均5%以上の投資計画に係る設備 【C類型】可視化、遠隔操作、自動制御化のいずれかに該当する設備 【D類型】修正ROAまたは有形固定資産回転率が一定割合以上の投資計画に係る設備 <p>※注意※投資金額に最低ラインが設けられているので事前に確認しておきましょう。</p> <p>機械装置：160万円以上 建物附属設備：60万円以上 工具・器具備品：30万円以上 ソフトウェア：70万円以上</p>

事例を教えてください！

具体的に認定を受けた事例の一部をご紹介します！ 貴社の投資計画のご参考に

製造業	製造工場にタブレット端末とアプリ、業務報告システムを導入し社内報告業務の効率を改善
小売業	セルフレジ、カートインスキャナー等の導入で少人数での店舗運営が可能に
建設業	3Dスキャナーの導入で納期短縮、品質の安定化を実現
飲食業	セルフオーダーシステムや自動券売機の導入で人手不足の悩みを解決

★幅広い業種・用途に対応可能。設備投資の際は本制度の活用を検討しましょう。

必要な手順は？

申請手順を把握して計画的に行動しましょう (いずれの類型も3か月程度みておいてください)

A類型	①工業会から証明書取得→②経営力向上計画の申請し認定を受ける→③設備を取得
B類型	①税理士・公認会計士の事前確認を受ける→②経済産業局の認定を受け確認書を受領→③経営力向上計画の申請し認定を受ける→④設備を取得
C類型	①認定支援機関の事前確認を受ける→②経済産業局の認定を受け確認書を受領→③経営力向上計画の申請し認定を受ける→④設備を取得
D類型	①税理士・公認会計士の事前確認を受ける→②経済産業局の認定を受け確認書を受領→③経営力向上計画の申請し認定を受ける→④設備を取得

★必要書類の申請先が多岐にわたりますのでスケジュールには余裕を持って取り組みましょう。

+αの恩恵
を確認！

経営力向上計画の認定を受けると法人税・所得税の 優遇以外にもうれしい恩恵が受けられます

その他税制優遇措置	事業承継等に伴う土地・建物を取得する際には、登録免許税・不動産取得税の軽減措置を受ける事が可能になります。
金融支援措置	日本政策金融公庫の融資、民間金融機関の融資に対する信用保証、債務保証等の資金調達に関する支援を受ける事ができます。
法的支援措置	業法上の許認可の承継の特例、組合の発起人数に関する特例、事業譲渡の際の免責的債務引受に関する特例措置を受ける事が可能になります。

いかがでしたでしょうか。

本制度は申請手順が複雑ではありますが、税制面で得られる恩恵が非常に大きい為、設備投資の際は適用の可否を必ず確認しましょう。
可否判定から申請まで我々がしっかりお手伝いいたします。

お気軽にセブンセンスまでお問い合わせ下さい！



豊富な申請実績

既に多数の採択事例あり！
採択確率をUPさせる極秘テクを伝授！

長年の経験と確かな技術

認定支援機関ならではの知識と経験で
最高の事業計画書の完成をお約束！

安心のサポート体制

採択後の煩雑な手続きも
抜群の対応力で完全サポート！

月60時間を超える時間外労働 割増賃金率引き上げ

社労士 篠原 有佳

しのはら ゆか

東京
赤坂
オフィス
サテライト

■ オフィスが赤坂に移転してから、美味しいランチを求めて食べ歩きをしています。



■ 概要と改正のポイント

割増賃金率は、月60時間以内の時間外労働については25%以上、月60時間を超える時間外労働については50%以上とすることが労働基準法に定められています。ただし、これまでは中小企業においては月60時間を超えても割増率は25%以上で良いという猶予が認められていました。働き方改革関連法の成立によって、2023年4月からはこの猶予が廃止されます。

〈ポイント〉 中小企業の月60時間超の時間外労働に対する法定割増賃金率も50%になります。

2023年 3月31日 まで	1か月の時間外労働	
	60時間 以下	60時間 超
大企業	25%	50%
中小企業	25%	25%



2023年 4月1日 から	1か月の時間外労働	
	60時間 以下	60時間 超
大企業	25%	50%
中小企業	25%	50%

1か月の時間外労働

1日8時間、1週40時間を超える労働時間

■ 深夜・休日労働の取り扱い

月60時間を超える時間外労働を深夜（22時～翌5時）の時間帯に行わせる場合、「深夜割増賃金率25%+時間外割増賃金率50%=75%」となります。

月60時間の時間外労働時間の算定には、法定休日に行った労働時間は含まれませんが、それ以外の休日（法定外休日）に行った労働時間は含まれます。

例えばその月の時間外労働時間が75時間だった場合、60時間分は法定割増賃金率25%、15時間分は50%となります。

割増賃金率

- ◆ 時間外労働（60時間以下） カレンダー-白色部分 = 25%
- ◆ 時間外労働（60時間超） カレンダー-緑色部分 = 50%
- ◆ 法定休日労働 カレンダー-赤色部分 = 35%

- > 1か月の起算日は毎月1日
- > 法定休日は日曜日
- > カレンダー中の青字は、時間外労働時間数
- > 時間外労働の割増賃金率 60時間以下・・・25%
60時間超・・・50%

日	月	火	水	木	金	土
	1 5時間	2 5時間	3	4 2時間	5 3時間	6 5時間
7 5時間	8 2時間	9 3時間	10 5時間	11	12 5時間	13 5時間
14	15 3時間	16 2時間	17	18 3時間	19 3時間	20 3時間
21	22 3時間	23 3時間	24 2時間	25 1時間	26 2時間	27 1時間
28 3時間	29 1時間	30 1時間	31 2時間			

↑ 法定休日労働 ↑ 月60時間を超える時間外労働

■ 2023年4月1日までに企業が行うべき対応

1. 就業規則の変更

月60時間超の時間外労働に対する割増賃金率を50%未満に規定していた場合には変更が必要になります。

2. 代替休暇の検討

労働者の希望があれば、月60時間超の時間外労働の引き上げ分の割増賃金の支払いの代わりに、有給の代替休暇を付与することができます。この制度の利用には、労使協定を結ぶ必要があります。

その他にも勤怠管理システムを整備して正確な労働時間の管理を行うことで、業務効率化を図り労働時間の削減に取り組むなど、この機会に職場環境の改善や時間外労働対策を進めてみてはいかがでしょうか。

■ 働き方改革推進支援助成金の活用

環境整備を行って生産性向上、労働時間の縮減等に取り組む中小企業事業主に対して、環境整備に必要な費用の一部を国が助成する制度があります。例えば、勤怠管理システムを導入して労働時間を把握し労働時間の縮減に取り組んだ場合や、就業規則の月60時間超の割増賃金率の規定を改正した場合には、勤怠管理システム導入費用や就業規則の改正費用に助成金を活用できる可能性があります。

助成率は75%（一定の要件を満たした場合80%）、上限額は最大250万円（一定の要件を満たした場合490万円）です。

こういった対応が必要になるのかをもっと詳細に知りたい、時間外労働削減のための取り組みを検討したい、助成金を活用したいなど、いつでもご相談いただければと思います。

（出典元：厚生労働省ホームページ）

相続対策シリーズ「遺言」

岡田 直紀

山陰
オフィス

おかだ なおき

資産
税部

■趣味はドライブと
映画鑑賞
最近、運動不足を
感じ、ウォーキングを
始めました。

部長



スムーズに資産を承継していくためには、事前の相続対策が必要です。相続によって相続税がかかる人は相続対策が必要ですが、そうでない人も相続で争いにならないように事前の準備が必要です。今回は遺言について説明します。

遺言とは

遺言とは、ご自身が亡くなった際に残されていた財産を「誰に」「何を」「どのように」引き継がせるかを一定の様式の「書面」で残す法律行為です。遺言を作成していれば、その内容に従って財産を分けることができます。一方、遺言がない場合は相続人の間で財産をどのように分けるかを話し合いによって決定します。この話し合いで揉めてしまうと、財産の引継ぎに時間がかかったり、親族間の争いへと発展してしまうことがあります。遺言は、これらのトラブルを未然に防止し、円滑に財産を残すための有効な手段です。

遺言の方式

■ 自筆証書遺言

自筆証書遺言とは、遺言者が、財産目録を除く全文を自筆で書く遺言書です。

自筆証書遺言を発見した人は、開封せず家庭裁判所へ持参し、「検認」という手続をする必要があります。

2020年7月10日からは法務局における「自筆証書遺言の保管制度」が始まり、作成した自筆証書遺言を法務局で保管してもらえるようになりました。この制度は保管申請時に形式不備のチェックがあるため、形式の不備による無効など自筆証書遺言の問題点の一部は解消されます。

ただし、遺言書保管官が確認するのは、あくまで形式的な点に留まります。意図したとおりの効果を生じさせることのできる遺言書を確実に作成するためには、専門家に遺言内容について相談することをおすすめします。

■ 公正証書遺言

公正証書遺言とは遺言者が公証人へ口頭で遺言の内容を伝え、公証人が作成する遺言書です。法律の専門家である公証人が遺言書を作成するので、遺言書の形式や内容の不備によって遺言書が将来無効となるおそれが極めて少なく、自筆証書遺言とは異なり、家庭裁判所での検認手続を経ることなく、すぐに遺言の内容に従って相続手続を開始することができます。

遺言書作成等の無料相談

遺言がないまま相続が発生した場合、相続人は遺産がどこに、何があるのかを探し出すことから始めなければなりません。さらに、遺産の分け方についても相続人全員で話し合わなければなりません。普段から親しくしていても、相続の場面ではどうしても揉めやすいものです。ましてや、普段から不仲の場合は、話し合いに入ること自体が大変な負担になります。

遺言がなかったためにトラブルに巻き込まれ、手続きが円滑に進まなかったなどの事案が近年増えています。

セブンセンスグループでは、遺言などの相続対策を検討されているかたのご意向、財産状況、家族構成等をお伺いし、お客様にとって有効な対策をご提案させていただきます。

ご相談は無料ですのでどうぞお気軽にお問い合わせ下さい。





毎週開催！ 補助金と融資のオンライン勉強会

補助金と融資の両方が 2 時間半で丸わかり！

セブンスセンス税理士法人では、毎週「補助金と融資のオンライン勉強会」を開催しております。
補助金も融資も、ご自身で理解しないまま、専門家に丸投げしても決して上手くいきません！
弊社の経験豊富な専門家が「経営者が知っておくべき、補助金と融資の最新情報」をギュッと詰め込んだ勉強会です。

勉強会の内容

補助金を取得し活用するために
絶対に外してはならないルールとは？

融資を受けるために
必要な準備と心構えとは？

ものづくり補助金を活用するための
必要な条件とは？

自分はいくら借りれる？
融資可能額の最大値とは？

複雑な事業再構築補助金の要件を、
理解するための2つの視点とは？

経営者保証(連帯保証)を外すために
必要なこととは？

講師紹介



大野 修平
公認会計士・税理士

大学卒業後、有限責任監査法人トーマツへ入所。
金融インダストリーグループにて、主に銀行、証券、保険
会社の監査に従事。

現在は、セブンスセンス税理士法人にて、「会社の血
液」とも言える資金繰り・資金調達支援を専門に行う。

勉強会概要

参加費：無料

勉強会参加後のアンケートにご回答いただいた
方には、約100ページにわたるセミナー資料が
参加特典としてございます。

開催地：Zoomによる
オンラインセミナー

申し込みは
こちらの
QRコードから!!



若者円卓会議とは



■ 概要

若者円卓会議は、セブンスグループの10年後を創るをテーマにし、若手メンバーを中心に、「やりたい！ やってみたい！」というチャレンジ精神を一つずつ形にするプロジェクトチームです。

活動の基本方針を【夢・若さ・ユーモア】として、社内交流イベントや業務改善コンテストの企画運営、SNS発信など多岐にわたる活動を行っています。

各チーム 活動内容

『今、セブンスグループでやってみたいこと・やるべきこと』を若手メンバーの目線で考え直し、【グループ間交流】【SNS・広報】【KAIZEN】という3つのチームが誕生しました。

今回は、各チームリーダーより近況報告をさせていただきます！

【グループ間交流】

「必ず食べるお昼ご飯、どうせだったらZOOMをつなげてみんなで食べよう」全拠点の垣根を超えた従業員同士のつながりを作る活動をしています！

月に1度、定期的に行っているランチ交流会が社内でも大人気！各拠点の社員紹介などの企画を行っています。

今後も楽しい企画を検討し、実現させていく予定です(^^)／



【SNS・広報】

「セブンスを<ジブント>にする！をモットーに！」

昨年度は、公式note運用に注力し、各拠点のオフィス&社員紹介や、各種イベントの様子を中心に積極的に情報発信を行いました。

今後も引き続き、多くの方にセブンスを知っていただく、キッカケづくりが出来ればと考えています！(^^)♪



【KAIZEN】

「KAIZENコンテスト採択プロジェクトアクションプラン発表&プロジェクトスタート！」

7月に「KAIZENコンテスト」という会社の業務改善やモチベーションアップ等の施策アイデアを競い合うコンテストが開催されました。

そこで採択された各プロジェクトの活動が本格的に始動となりました。

中でも読書会を企画しているプロジェクトでは、早速、オンライン読書会が企画されるなどすでに大きく動き出しています。



次回も、若者円卓会議の活動をたっぷりご紹介していきます！お楽しみに！

セブンスセンスグループの経営理念

革新的でユーモア溢れる自由な発想を原動力とする
プロフェッショナルとしての仕事をする
グローバルなビジネスと社会の進展に寄与する

<https://www.seventh-sense.co.jp/>

各種SNS 運営中

ぜひフォローをお願いいたします！



Facebook

グループのお知らせを
幅広く発信しています。



Twitter

各拠点の担当者が、
日々の様子を、
発信しています。



Instagram

広報記事の更新情報を
チェックいただけます！



LINE

アニメーション動画で専
門情報がチェックできま
す！



note

特集記事を定期的に
掲載しております。

■ 東京赤坂オフィス

〒107-0052
東京都港区赤坂2-12-10
HF溜池ビルディング7階
Tel : 03-6426-5542

■ 東京赤坂オフィス サテライト

〒107-0052
東京都港区赤坂2-15-16
赤坂ふく源ビル4階
Tel : 050-5530-0345

■ 東京上野オフィス

〒110-0005
東京都台東区上野3-14-1
UENO CUBE EXECUTIVE2,4,5階
Tel : 03-6803-2905

■ 東京銀座オフィス

〒104-0061
東京都中央区銀座8-18-3
銀座加藤ビル2階

■ 千葉オフィス

〒264-0029
千葉県千葉市若葉区桜木北3-23-22
深谷ビル2階
Tel : 043-234-9132

■ 静岡オフィス

〒422-8005
静岡県静岡市駿河区池田3875-92
Tel : 054-264-3171

■ 静岡オフィス 別館

静岡県静岡市駿河区池田3875-82

■ 静岡オフィス 3号館

静岡県静岡市駿河区池田3875-79

■ 静岡沼津オフィス

〒410-0056
静岡県沼津市高島町15-5
ぬましんCOMPASS 2F

■ 山陰オフィス

〒683-0805
鳥取県米子市西福原3-3-1
YNT第4ビル3階
Tel : 0859-21-1171

■ 石垣島オフィス

〒907-0012
沖縄県石垣市美崎町1-5
名嘉商会ビル2階

■ 北海道釧路オフィス

〒085-0814
北海道釧路市緑ヶ岡6-14-15



セブンスセンスには、お客様の抱えるどのような課題にもお応えできるよう、税理士・社会保険労務士だけでなく、中小企業診断士やファイナンシャルプランナーなど、各部門の専門家が多数在籍しています。

会社の事から人生に関わるプラン作りのことまで、
全てを信頼して任せてもらえる「ベストパートナーシップ」を目指しています。

税務・会計支援



税務会計にお悩みの方

起業・開業支援



会社設立・開業準備をお手伝いの方

相続・資産対策



資産形成にお悩みの方

人事・労務



人事・労務に関する中堅中
人の問題にお悩みの方

コンサルティング



多岐多岐に亘ってお悩みの方

会計事務所向け



アカウンティングをお手伝いの方